



畫學（器具ノ陰影アルモノ及ヒ花卉鳥獸類）

唱歌

體操

最初の舍則

—明治十年—

第一級

小學實地授業（但シ各學科ノ下ニ錄スル書名ハ當今用フルモノニ

係ル時宜ニヨリ之ヲ換フル事アルヘシ）

畫學

唱歌

體操

第一條 生徒ハ規則ヲ遵守シ學業ヲ勉勵シ溫良貞靜ヲ主トシ教師ヲ

敬シ朋友ヲ愛シ務メテ操履缺クル事ナキヲ要ス

第二條 汚穢ハ健康ノ大害ナレハ居室身體衣服等總テ清潔ニナスヘ

シ

第三條 身體ヲ運動スルハ健康ヲ保全スル爲メニ切要ナルヲ以テ放

課時間ハ勉メテ身體ノ運動ヲナスヘシ

第四條 每室一人ツ、交番シ其室内ヲ洒掃スヘシ若シ不潔ニシテ書

籍等錯亂スル時ハ當直ノモノ其責ニ任スヘシ

第五條 財貨衣服等ノ貸借ヲ禁ス

第六條 五月一日ヨリ九月十五日マテ午前第五時午後第九時九月十

六日ヨリ四月三十日マテ午前第六時午後第十時ヲ以テ起臥ノ时限

トス

第七條 夜中音讀ヲ禁ス

第八條 疾病ニ罹ルノ外室内ニ於テ飲食スルヲ禁ス

第九條 妄リニ他室ニ入り無益ノ雑話ヲナスヘカラス

第十條 來客ハ保證人ノ證書ヲ所持セシモノニアラサレハ面接ヲ許

サス應接ハ必ス應接室ニ於テシ室内ヘ延請スルヲ禁ス

第十一條 疾病ニ罹ルモノハ醫師ノ診察ヲ受ケ服藥セシム

但シ三日以上癪ヘサルカ或ハ重症ノモノハ病室ニ入レ療養セシ

メ或ハ下宿セシムヘシ

第十二條 疾病ニ罹リ缺課スルモノハ其旨同室ノモノニ托シ舍中取

締ヘ届ケ出ツヘシ

第十三條 休日ハ午前八時ヨリ午後六時マテ門外ニ出ツルヲ許ス

第十四條 出入ニハ必ス門札ヲ所持スヘシ

- 第十五條 止ムヲ得サル事故アリ外宿セント欲シ且ツ休日外出時間
ノ外他出セント要スルモノハ其事故ヲ詳記シタル保證人ノ證書ヲ
以テ舍中取締ノ許可ヲ受クヘシ
- 第十六條 疾病ニ罹リ自ラ下宿ヲ願フモノハ保證人ノ證書及ヒ醫師
ノ容體書ヲ添ヘテ申出ツヘシ
- 第十七條 小使ヲ役スル常ニ言語等丁寧ニナスヘシ
- 第十八條 小使ヲ門外ニ出タスヲ禁ス

如蘭會

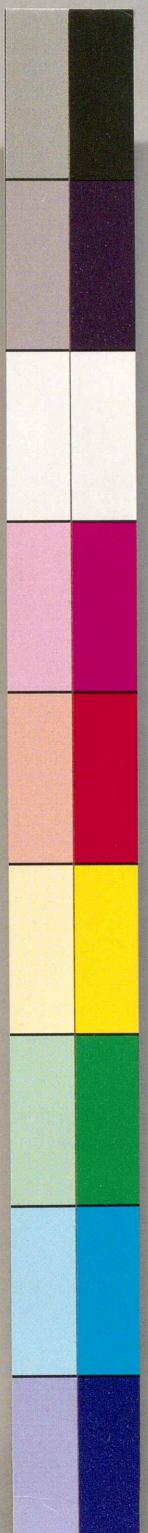
如蘭會は本校生徒及び職員間の關係を親密ならしめようとの趣旨
から明治二十六年二月創始されたもので、其の當時の事情は左の如
蘭會第一回記事によつて知悉することができる。

從來教員と生徒とは平素學科を授業するもの外、相接する道
も乏しく、殊に附屬校園職員と本校生徒との間は共に一校内にあ
つて互に姓名をも知らないと云つた者が少くない。かくの如く師
弟間疎隔の時は、教育上充分なる成果の程も如何かとの憂は、豫
て教員會の議席でも認めるところで、師弟間懇親を結ぶの要は一
同の希望であつたが、方法の適當を得る事能はず、遺憾ながら實

行に至らなかつたのである。併し遂に明治廿五年末の教員總會に
於ける相談の結果として、委員を設けて其の方法を取り調べる事
となつた。而して右委員は翌廿六年二月の教員總會に於て、取調
報告として、左の四箇條を呈出した。

一、教員主トナリテ本校生ヲ招キ懇親會ヲ開クコト
一、生徒ハ土曜會ニ教員多數ヲ招キ教員ハ可成其ノ招ニ應シテ出
會スルコト

一、本校生徒ノ附屬校園參觀ノ際ハ校園職員ハ可成之カ案内ノ勞
ヲ執リ又其ノ質議ニ應スルコト



附 錄

一、附屬校園生徒幼兒ノ運動中ニ本校生徒ハ隨意ニ相雜リ遊歩ヲ共ニスルコト

右第一項は凡そ毎月一回開催し、幼稚園、小學校、高等女學校、本校各部職員順次幹事となり、又本校三年生二年生一年生中、順次に一級の生徒を招く事とし、其の他の各項何れも可決せられ、

来る十八日には第一項に由り、第一回懇親會開催のこととなり、

即ち幹事は幼稚園職員、生徒は第三年生とし、今回に限り、現時

教生の第四年生小學師範生を加へる事になつた。

以上の様な事情で、同年二月十八日午後一時から附屬學校食堂に於て第一回の會合を開いた。然し當時なほ「如蘭會」の名はなく唯無名の懇親會に過ぎなかつたので、南摩綱紀教授に命名方を委嘱した結果、同年六月十七日第三回會合の席上で始めて「如蘭會」の名稱を發表した。此は易經の「二人同心、其利斷金、同心之言、其臭如蘭。」から取つたものである。斯うして本會は差支ない限りは毎月一回又は隔月一回位に開催され、且、毎會行ふ所の遊戲の種類も一時的嬉戯の類から漸次運動的・技術的・趣味的のものとなり、會員各自の志望により次第に一定の遊技を好むものが相集つて一團を作る様になり、遂に明治卅三年それぞの名稱で部を分つ様になつた。爾來數回の規則改正があり、殊に明治卅八年から始めて總會を本

三七六

校開校記念日に開く例が行はれ、後これを規定とする様になり、今日に及んでゐる。又昭和六年から年一回會誌「如蘭」を發行し、試論に隨筆に紀行に詩歌に部報に會員の活動を見せてゐる。

現在の規定は左の通である、

第一章 總則

第一條 本會ハ東京女子高等師範學校如蘭會ト稱ス

第二條 本會ハ東京女子高等師範學校ノ職員生徒及同附屬校園ノ職員ヲ以テ之ヲ組織ス第六臨時教員養成所ノ職員生徒ハ之ヲ東京女子高等師範學校ノ職員生徒看做ス

第三條 本會ハ會員相互ノ親睦ヲ圖リ心身ヲ練磨シ趣味ヲ涵養シ兼テ善美ナル校風ヲ發揚スルヲ以テ目的トス

第四條 本會會員ヲ分チテ左ノ二種トス

一 特別會員 職員

一 通常會員 生徒

第五條 本會ニ左ノ十五部ヲ置ク

學術部、弓道部、柔道部、庭球部、卓球部、籠球部、排球部、陸上競技部、旅行部、水泳部、謡曲部、茶道部、花道部、音樂部、琴曲部、

前項ノ十五部中謡曲部、茶道部及花道部ト音樂部及琴曲部トハ當

分之ヲ各一ノ部ト看做ス

第六條 會員ハ各部ノ部員タルコトヲ得

第二章 役員

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長 一名

一 理事 一名

一 部長 各部ニ付一名宛

一 事務委員 五名

一 委員 各部ニ付各學年各學級生徒一名宛

第八條 會長ハ學校長ヲ推戴ス

會長ハ會務ヲ總轄ス

第九條 理事、部長及事務委員ハ特別會員中ニ就キ會長之ヲ委嘱ス

理事ハ本會ノ常務ヲ管理シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

部長ハ各其ノ部ノ常務ヲ管理ス

事務委員ハ本會ノ庶務及會計ニ關スル常務ヲ掌理ス

委員ハ其ノ部ノ常務ヲ取扱フ

第十條 委員ノ任期ハ毎年四月ヨリ翌年三月迄トシ毎年四月中ニ於テ之ヲ改選ス但第一學年ニ在リテハ毎年九月中ニ於テ之ヲ選舉

附

錄

三七七



櫻 蔭 會

一 成 立

本校卒業者は、最初は唯親睦を厚くする意味に於て折々會合を催すのみであったが、明治十八年八月本校が東京師範學校に合併せられるに及び、本校卒業者の大部分は東京師範學校卒業者の團體である茗溪會に入會した。爾後十數年其の狀態を續けて來たが、時勢の進歩に促されて同三十六年八月二日同會から分離して、女子の會員がここに櫻蔭會を創立した。茗溪會は明治十五年四月二十九日東京師範學校同窓生が創めたもので、之に女子師範學校の卒業者が加り爾來多數の男女會員を擁して發展して來たが、男女會員の利害の一致しないものがあり、遂に明治三十五年五月の茗溪會主事會席上で男女分離説が提出されるに至つた。然し此の時は賛成者も少かつた。其の後女子委員が種々協議した結果、分離する方が相互の利益であることを認め、左の如き理由により分離説を提出した。

一、茗溪會は同窓會なるが故に教職に居ると否とに關らず同會員として永く相親睦すべきものなるに今日の狀況にては已に義務を

終へて他に嫁したる人はもはや本會を用なきものとして退會する人往々あり是れ本會は教職に從事する人々の會合なるやの感あるによる故に我々は是等の感想を除くことに勉めざるべからず男女分離する時は此の點に於て便利なるべきを信ず

一、茗溪會の集會例へば總會記念會等に女子會員の出席する者僅に一二名に過ぎず斯の如きは同窓相親睦するの道を得たるものにあらず但し斯く女子會員出席の少數なるは會務多くは男子會員の手にあるを以て餘りに之に依頼すること深くために自然冷淡に流るると舊來の習慣男女親睦するは甚だ困難なる事情あると是れ自然の數にして説明を要せざることなるべし

一、卒業生と學校と聯絡をとるには男女分離する方便利なるべきは互の利益を計り且つ普く女子のために計るに於て力なしといふべからず今の時は宜しく女子の活動を要すべき時なり然るに當時の狀況に於ては之を企圖する上に於て不便少からずこれ分離により出席するも興味を感ずること薄き等によるならん

を必要とする所以なり

二 事 業

夏季講習會

櫻蔭會が會員の希望により、第一回の夏期講習會を開催したのは明治三十九年七月であったが、爾來殆ど毎年會員の希望を容れて科目・講師等を選定し、數科目づつの講習會を開くことを例としてゐる。この催によつて本校卒業者は絶えず學力の補充向上を圖ることが出来ると共に、平素相見ぬ友と僅かの間ながら一堂に會して講義を聽き、學生の昔に還ることが出来るので、會員相互の親睦の爲にも非常に意義深いものとなつてゐる。

學資貸與

明治四十二年一月十八日開催の評議員會に於て、本會から東京女子高等師範學校生徒に對する學資貸與の件が提出協議され、同年四月十五日可決された。其の規則は左の通である。

學資貸與規則

第一條 東京女子高等師範學校及第六臨時教員養成所生徒にして學資の補助を要する者二名を限り毎月一人に付金五圓以内を貸

與する事を得

第二條 貸與を受けたるもの卒業の後は五箇年以内に月賦又は即

金を以て必ず返済せしむる事

但月賦を以て返済する場合には貸與を受けたる月額の五分の三を下ることを得ず

第三條 東京女子高等師範學校規則第三十八條第三項第四に據り退學處分を受けたる時は貸與せられたる金額の全部を即時辨償せしむるものとす

第四條 右貸與すべき者は在學一箇年以上の生徒とす

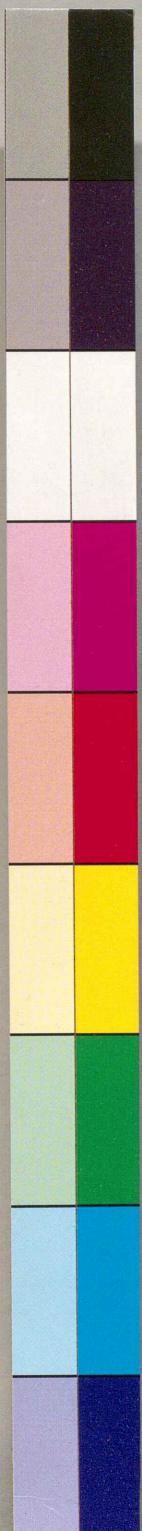
第五條 學資貸與願を提出したる生徒ある時は主事會に於て之か許否を決定する事

但右生徒の選定は東京女子高等師範學校生徒監に謀りて之を定むる事

第六條 貸與すべき生徒決定の上は第七條に定むる所の書式により學資貸與願を差出さしむる事

第七條 學資貸與書式を左の如く定む(省略)

大正二年五月右規則を改め、二名を若干名としたが、更に同年十一月十人としての後更に人員を増加した。金額も其の後増加して十圓となり更に二十圓となつた。



寄宿舍經營

東都に其の子女を遊學させてゐる者にとつて、之が宿所問題はかなり重要な事であるが、本會は幾分なりとも此の補ひに當りたい意味で、大正四年もと櫻蔭會事務所を女子宿泊所とし、十二名前後の希望者を收容して、役員が其の監督に當つた。

その後多少の變動があり、又收支相償はないものがあつたにも拘らず、大正十二年大震火災に至るまで繼續してきた。

社團 櫻蔭共濟會設立

會の發展に伴ない、事業費を要する事が益々多くなるに従ひ、資金を要する事も多くなり、一方には其の目的の爲、又一方には會員相互の情誼を厚うする爲に、共濟會設立の議が起り、種々研究を重ねた結果、愈々大正十四年七月社團法人櫻蔭共濟會が設立された。

櫻蔭高等女學校
會では多年女子教育の爲に女學校の設立を熱望してゐたが、種々の都合で其のままに過ぎてゐた。然るに大正十二年の大震火災で本校内に在つた會の事務所も鳥有に歸し、どうしても新たな建築が必

要となり、それには唯事務所だけのものでなく學校になるものを建てるようと云ふ事に議が決し、取り敢へず會員中から復興資金を募つて當局へ創立申請をし、本郷區元町二丁目六十六番地をトして校舎の建築に着手した。此の建設案が具體的になつて來たのは十一年十二月末以来であるが、三月十四日當局の認可を得、會員の熱烈な盡力の下に、バラツク急造の校舎ではあるが完成した。校長には會員中の先輩であり長く本校に奉職し、又五箇年間良子女王殿下的御教育掛の光榮を擔はれた後閑菊野氏が推された。他の教員も會員及び會に縁故深い人々で、教育に對し多大の經驗と抱負とを持つてゐる者ばかりである。創立發表の時期が後れたにも拘らず、百名の募集に對して二百餘名の志望者を得た。校舎は、初め總二階九教室トタン屋根のバラツク式であつたが、其の後漸次増改築し、昭和五年三月文部大臣の許可によつて財團法人となり、同年八月鐵筋コンクリート造の本建築に着手し、同年十二月生徒定員を從來の五百名を七百五十名に變更の認可を受けた。かくて内外共に充實し行き、創立以來満十年を経た今日、私立女學校として東都一流の位置を占めるやうになつた。

グラウンド

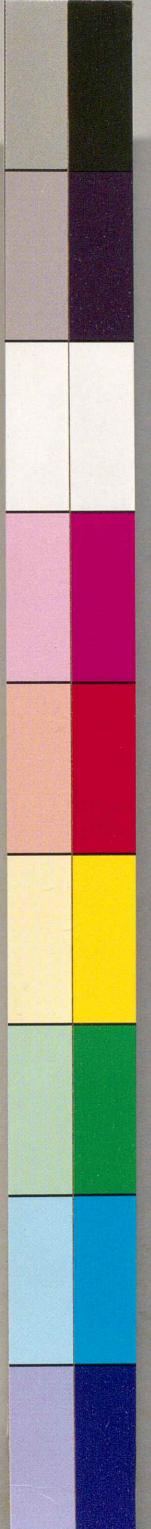
近來スポーツの諸施設が着々進捗してゐるにも拘らず、女子専用のグラウンドは絶無と言つてもよい。これでは、折角目覺めかけて來た女性スポーツも學校教育の完了と共に打ち捨てられてしまふ事となる。そこで率先して此の缺陷を補ふ爲、會員相謀つて多摩河畔（東京市大森區田園調布四丁目）に三萬餘坪の地を得、女子專用の運動競技場を設置し、昭和七年十月竣工するや、同月三十日盛大な開

場式を舉行した。爾來大に利用され、設備も漸く整ひ、設立の趣旨を實現してゐる。今櫻蔭會會報により運動場の概要を記す。

一、所在地 東京市大森區田園調布四丁目（多摩河畔）
前に多摩川の清流を隔てて武藏平野を望み、後に古木鬱蒼たる丘陵を負ひ、土壤は肥え、排水の便よく、好適の地である。
一、交通 目黒蒲田電鐵目黒驛から約十五分。多摩川園前驛下車徒步約四丁。又は東京横濱電鐵前記驛で下車。（澁谷驛から約十五分）

一、第一期設備

- 1 テニスコート 四
- 2 バスケットボールコート 二
- 4 バレーボールコート 二



が、何が故に受け入れられないのであらうか。斯くも輝かしい光明を、何が故に見られないのであらうか。障礙を斷乎として排撃し、

そして速やかに光明を見なければならない。此は實に女性の使命である。全女性は此の使命の貫徹に全力を盡くさなければならぬ。然もこの運動の前衛となり、中堅となり、後衛となる者は實に本會員でなければならぬ。この意氣によつて永久に不斷の努力がつづけられるのである。（前篇第九章参照）

聖德記念繪畫館の壁畫奉納

昭和九年五月明治神宮外苑の聖德記念繪畫館に、時の皇后陛下（昭憲皇太后陛下）の本校行啓圖が掲げられた。これこそ去る大正十四年以來會員が一日千秋の思で奉納の日を待つてゐた其の壁畫である。

そもそも此の壁畫を櫻蔭會が奉納するの光榮を持つやうになつたのは去る大正十四年秋の事で、奉賛會の方でそれぞれ目錄が定つた上、なるべく關係深い所から奉納すると云ふ御趣旨に基づき、この行啓圖は本校又は櫻蔭會が之を奉納する事となつたが、櫻蔭會は進んで之を受け、全國會員から寄附を募り、畫會及び奉賛會の承認の下に、當時の母校教授矢澤弦月氏に執筆を願つたもので、爾來

十星霜、漸く其の完成を見たのである。（本書卷頭寫真参照）

櫻蔭會館

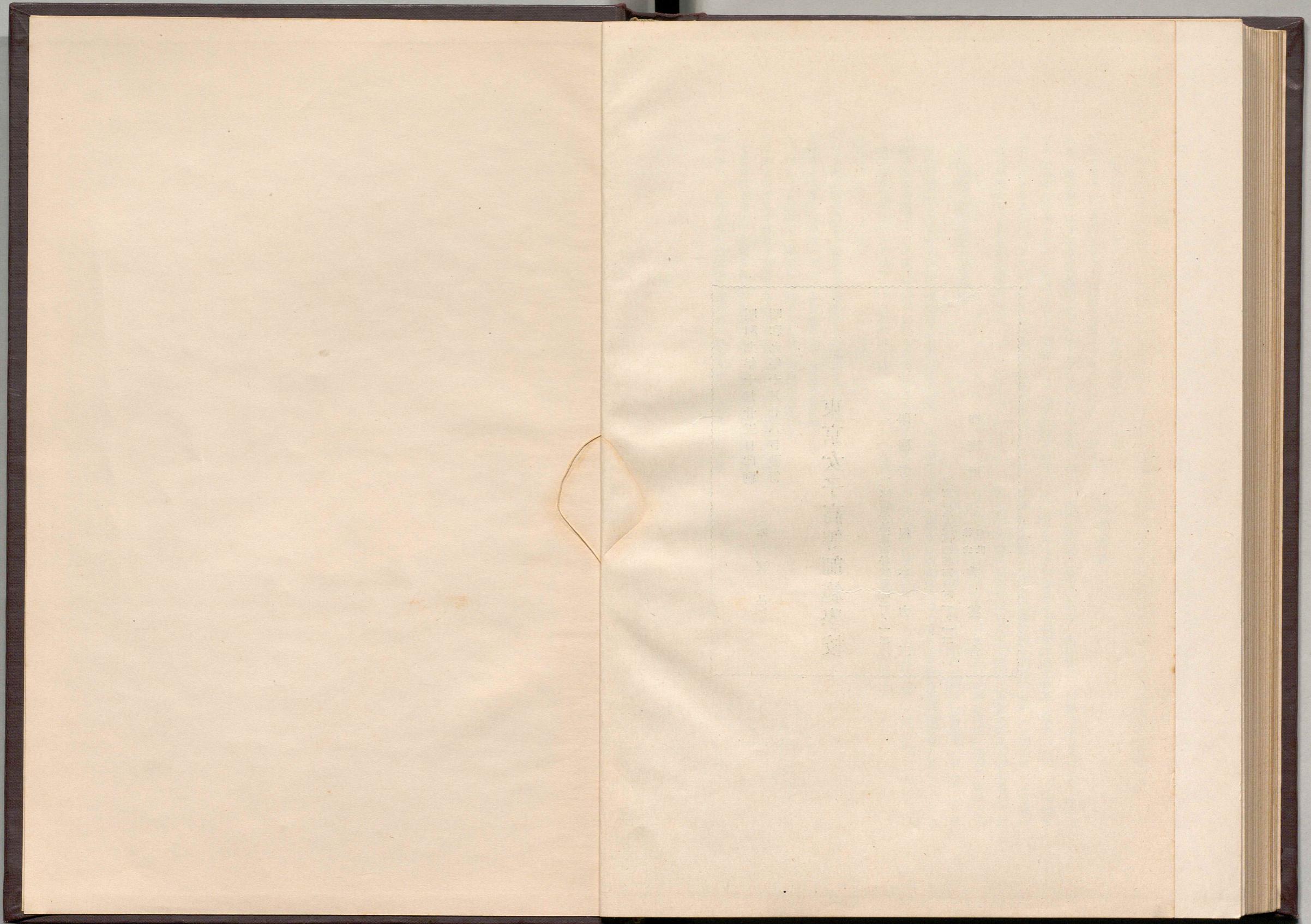
彼の大震災に會館を失つた櫻蔭會は、同時に集會すべき中心を失ひ、取り敢へず文華高等女學校に於て事務を執り、つづいて舊寄宿舍跡（本郷區元町）に假事務所を設け、更に之を御茶の水の母校構内に移し、爾來八年事務は此處で執り、集會は櫻蔭高等女學校で行つて來たが、この間ひたすら會館再建の資金調達に努め、建設委員の努力と會員の盡力により、昭和七年十一月起工、同八年四月竣工、大塚なる本校構内の一廊に二階建の蕭洒な會館を見るやうになつた。階上の集會大ホールの外、日本間が三つ、洋間が一つあつて、十名までの宿泊の用を辨ずる事が出来る。

昭和九年十月廿五日印刷
昭和九年十月廿八日發行

（非賣品）

東京女子高等師範學校

東京市牛込區市谷加賀町一ノ一二
印 刷 者 根 本 力 三
印 刷 所 株 式 會 社 秀 英 舍







お茶の水女子大学



0-0601-001054-1

